

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の 改正についてのパブリックコメント

2018年1月8日

厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課あて提出

精神障害者は、その障害特性から、まず短時間労働の時期を経てその後30時間以上の勤務に移行する割合が高いため、今回の改正は精神障害者の雇用の促進・定着のために意義があると考えます。

今回の改正の主旨を生かすためにも、雇入れから3年経過して0.5人のカウントに戻った人について、事業者による雇い止めが発生することのないように、制度の適切な運営に努めて頂くようお願いいたします。

また、重度身体障害者及び重度知的障害者の場合は、0.5人を1人、1人を2人とカウントすることになっていることから、重度の精神障害者についても恒常的な措置としてダブルカウントの対象とするようお願いいたします。